

低圧季特別電力プラン

(需給契約条件)

令和4年9月1日 実施

九州電力株式会社

低圧季時別電カプラン

目 次

1	適 用 範 囲	1
2	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
3	契 約 電 力	2
4	季節区分および時間帯区分	2
5	料 金	3
6	使用電力量の算定	4
7	そ の 他	4
附	則	5

1 適用範囲

(1) この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、動力を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計または契約電力と契約電流もしくは契約容量との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電力の合計または契約電力と契約電流もしくは契約容量との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) この契約種別から他の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、(1)にかかわらず、この需給契約条件を適用いたしません。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式

および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者等が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3 契 約 電 力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気供給条件別表 6（契約電力等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

4 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給条件別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、電気供給条件別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,254円00銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼 間 時 間

昼間時間の使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 6 円 7 0 銭	1 4 円 6 0 銭

ロ 夜 間 時 間

1 キロワット時につき	1 0 円 4 9 銭
-------------	-------------

6 使用電力量の算定

料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は，時間帯ごとに，電気供給条件17（使用電力量等の算定）に準じて算定するものといたします。ただし，その1月の夜間時間の使用電力量は，その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の使用電力量を差し引いたものといたします。

7 そ の 他

- (1) 変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。
- (2) この契約種別の適用後1年に満たない場合は，原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- (3) この需給契約条件に定めのない事項については，電気供給条件によるものといたします。

附 則

1 この需給契約条件の実施期日

この需給契約条件は、令和4年9月1日から実施いたします。

2 契約電力の算定にかかる特別措置

お客さまが契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合は、契約電力は、3（契約電力）にかかわらず、当面の間、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、電気供給条件別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(1)の係数を乗じてえた値の合計に(2)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は電気供給条件別表6（契約電力等の算定方法）に準じて算定し、(2)の係数を乗じないものいたします。

なお、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(1) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(2) (1)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

3 低圧蓄熱調整契約についての特別措置

(1) 適用範囲

冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、4（季節区分および時間帯区分）(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この需給契約条件実施の際現に変更前の需給契約条件附則4（低圧蓄熱調整契約についての特別措置）、選択約款の低圧蓄熱調整契約（令和元年10月1日実施。）または低圧蓄熱調整契約要綱（令和4年9月1日実施。なお、当社が低圧蓄熱調整契約要綱を変更した場合には、変更後の低圧蓄熱調整契約要綱をいいます。）の適用を受けている場合に適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は、5（料金）によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次の式によって算定された金額といたします。

$$\text{蓄熱割引額} = \text{その1月の蓄熱電力量} \times \left[\frac{\text{5（料金）(2)の夜間時間における電力量料金}}{\text{蓄熱単価}} - \text{ニの} \right]$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、(3)によって算定された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適當である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量 1 キロワット時につき	7 円 9 5 銭
-------------------	-----------

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(3) 夜間使用電力量の算定等

イ 当該一般送配電事業者等は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 夜間使用電力量の算定は、電気供給条件17（使用電力量等の算定）に準じて行ないます。

ハ 当該一般送配電事業者等は、夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

(4) 自動制御装置等によりピーク時に集中放熱を行なう蓄熱式空調システムに対する取扱い

イ 次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合の料金は、ロによるものといたします。

(イ) bに定める調整時間に蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を集中して利用することにより当該システムの熱源機等を停止または調整すること（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

a 調整期間

毎年7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、次の日は調整期間から除きます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、
8月13日、8月14日、8月15日、8月16日

b 調整時間

調整期間の毎日午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、1時間を単位とし1時間以上継続するものといたします。

(ロ) 蓄熱ピーク調整は、あらかじめ当社が承認した自動制御装置等により行なわれること。

ロ 蓄熱ピーク調整が行なわれた場合の各月の料金は、5（料金）によって算定された基本料金および電力量料金の合計から(2)イによって算定された蓄熱割引額および(イ)によって算定された蓄熱ピーク調整割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものとしたします。

(イ) 蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、1月につき次の式によって算定された金額としたします。ただし、その1月の蓄熱電力量等から、蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引をいたしません。

$$\text{蓄熱ピーク調整割引額} = \text{(ロ)の契約調整電力} \times \text{調整時間} \times \text{(ハ)の割引単価}$$

(ロ) 契約調整電力

契約調整電力は、調整時間に蓄熱ピーク調整が可能な電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(ハ) 割引単価

割引単価は、1月につき次のとおりとしたします。

契約調整電力1キロワット1時間につき	660円00銭
--------------------	---------

(5) その他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただ

きます。

4 この需給契約条件の実施にともなう切替措置

- (1) この需給契約条件実施の際現に選択約款の低圧季特別電力（令和元年10月1日実施。）の規定により締結している需給契約および選択約款の低圧季特別電力とあわせて選択約款の低圧蓄熱調整契約（令和元年10月1日実施。）の規定により締結している需給契約については，この需給契約条件の実施の日以降の検針日において，この需給契約条件の規定により締結した需給契約に移行したものといたします。

なお，低圧蓄熱調整契約の料金その他の供給条件については，この需給契約条件に移行するまでの間，選択約款の低圧蓄熱調整契約（令和元年10月1日実施。）を適用するものといたします。

- (2) この需給契約条件に移行する前に，選択約款の低圧季特別電力または低圧蓄熱調整契約の規定により生じた料金その他の債権債務の請求その他の取扱いについては，この需給契約条件適用後は，この需給契約条件の規定に準ずるものといたします。